平成３０年（フ）第６６３号
東京都足立区江北１丁目26―14
債務者　古川美奈子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６９７号
東京都荒川区南千住２丁目33―１―1112
債務者　城戸口喜久枝
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７００号
神奈川県横浜市青葉区すすき野３丁目６―１すすき野団地16棟606号
債務者　柴原　　勉
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０５号
横浜市中区松影町４丁目14番地２　浜松荘別館405号室
債務者　小林　　浩
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３２号
横浜市都筑区池辺町3470番地７
債務者　追久保征法
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１５２号
横浜市西区藤棚町２丁目198番地　藤棚ハイツ２号棟302号
債務者　神　みゆき
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３３号
岡山県玉野市玉４丁目23番22号
債務者　福崎　美雪
1　決定年月日時　平成30年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３４号
岡山県玉野市玉４丁目23番22号
債務者　福崎　雅子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１号
長崎県松浦市今福町木場免431番地、従前の住所長崎県佐世保市勝富町８番９号　ＤＫビルⅢ703
債務者　前田　茂孝
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月30日午後１時30分
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２９年（フ）第５６９３号
大阪市東淀川区北江口１丁目４番５―503号
債務者　藤野　咲子（旧姓辻野）
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１２号
大阪府茨木市真砂１丁目４番８号　サンモール松本　403号
債務者　本庄　　薫
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３６号
大阪府寝屋川市寝屋１丁目37番20号（102号）
債務者　大崎　孝之
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３７号
大阪府寝屋川市寝屋１丁目37番20号（102号）
債務者　大崎百合子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３０１号
大阪市淀川区新高４丁目13番８号　シャーメゾンＢＬＥＳＳ　303号
債務者　林　　宏美
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1138番地７　太陽ガーデン109棟201号室、前住所埼玉県さいたま市南区曲本３丁目12番13号　レオパレスフェニックス204
債務者　植木　一馬
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係